

平成24年10月1日

泉南市議会議長
竹田光良様

議会運営委員会
委員長 中尾広城

議会改革に関する懇談会最終答申について

貴職より、議会審議の活性化・議会活動の透明化、並びに議会改革の推進のため、諮問を受け、本懇談会において平成24年8月7日の懇談会までの間、計7回の会議を開催し、精力的かつ慎重に議論を重ね去る8月7日に緊急答申を行いました。

このたび、緊急答申を行った以降、さらに調査、研究、議論を行った内容について、答申をいたします。

■本緊急答申に関係した者の氏名

	氏 名	備 考
会 長	中 尾 広 城	
副会長	大 森 和 夫	
委 員	河 部 優	
委 員	梶 本 茂 躰	
委 員	角 谷 英 男	
委 員	南 良 徳	

■これまでの経過について

市民の負託と期待に的確にこたえるため議会審議の活性化、議会活動の透明化を進め市民に分かりやすい議会となるべく、議会・議員の活性化等について、平成24年1月30日開催の議会運営委員会において、検討方法及び検討組織を確認し、同日、議会改革に関する懇談会を設置しました。

本懇談会では、議長からの諮問事項（別添資料①）に基づき、平成24年8月7日までの間、7回の会議を開催し、去る8月7日に常任委員会の定数等の見直し、申し合わせ事項の見直し等について緊急答申を行いました。

今回の最終答申については、緊急答申を行った以降、8月31日に開催しました懇談会において協議され、一定の方向性が示された諮問事項について取りまとめを行ったものであります。

（緊急答申に係る会議）

第1回懇談会	平成24年2月21日（火）	議会改革に関する諮問事項について
第2回懇談会	平成24年4月10日（火）	議会改革に関する諮問事項の優先順位について
第3回懇談会	平成24年4月27日（金）	常任委員会等の定数について
第4回懇談会	平成24年5月30日（水）	常任委員会等の定数について、
第5回懇談会	平成24年7月 2日（月）	常任委員会等の定数について 議会ウェブサイトのリニューアルについて
第6回懇談会	平成24年7月17日（火）	常任委員会等の定数について 議会ウェブサイトのリニューアルについて 申し合わせ事項の見直しについて 議会報編集委員会の取り扱いについて
第7回懇談会	平成24年8月 7日（火）	常任委員会等の定数について 申し合わせ事項の見直しについて 議会改革に関する懇談会緊急答申（案）について

（最終答申に係る会議）

第8回懇談会	平成24年8月31日（金）	議会報編集委員会の取り扱いについて 議会選出役員の定数等の見直しについて
--------	---------------	---

■検討方法について

会議では、緊急答申以降、議会改革に関する議長からの諮問事項のうち、喫緊の課題として位置付けておりました、議会報編集委員会の取り扱いについて、及び議会選出役員の定数等の見直しについて議論を行いました。

■検討結果、並びに経過報告について

1、議会報編集委員会の取り扱いについて

議会報編集委員会については、議会活動を広く市民に知らせるため、任意の委員会として設置し、年4回「せんなん市議会だより」を発行しているところであります。

今般、懇談会では、議長からの諮問（別添資料①）を受け、議会報編集委員会の位置づけ及び所管事項、並びに、これからのIT社会に対応した議会の情報発信等のあり方について協議を行いました。

協議の中で、議会報編集委員会の所管については、従前からの「せんなん市議会だより」の編集及び発行以外に、議会ホームページの編集及び発信、議会の映像配信も含めたものとするとともに、現在の任意の委員会から法制化した委員会への移行など、議論を行いました結論に至りませんでした。

よって、懇談会としては、議論した内容、及び「泉南市議会広報広聴委員会運営規約（案）」（別添資料②）を基本として、引き続き、議論が必要であるとの観点から、次の議会構成に申し送ることとなりました。

なお、主な協議の内容としては、別添資料③を参照下さい。

2、議会選出役員の定数等の見直しについて

議会からの各種審議会等への議員派遣については、法律、条例、規則、及び市議会の議会選出役員選出基準により、行っているところであります。

このような中、懇談会では、議会選出役員の定数等の見直しについて、議長からの諮問事項（別添資料①）に従い協議を行いました。

協議の中では、議員の派遣定数を変更する場合には、条例等の改正手続きが必要であること、並びに、本年10月に議会改選を控えた今、十分に理事者及び各関係機関と調整する時間もないことから、懇談会としては、議会選出役員の定数等については、「見直し」を行うという一定の結論のみをもって、次の議会構成に申し送ることとなりました。

また、泉南清掃事務組合議会議員、農業委員会委員の以上2件の内容につきましては、諮問事項「申し合わせ事項の見直し」の中で、既に、答申をおこなっていることから今回の答申内容から除くものとします。

なお、主な協議の内容としては、別添資料③を参照下さい。

■その他の議会改革に関する取り組み項目について

①「予算（経費）・条例」（政務調査費）について

政務調査費については、使途を明確にするため、平成21年度交付分から政務調査費の収支報告については、領収書の原本を添付するなど、議会改革に取り組んでいるところでありますが、懇談会において、議長の諮問項目については、優先順位を設定し、協議を行っていましたが、時間的な関係から、議論をするに至りませんでした。

■今後の議会改革について

懇談会において、専門的、集中的に議論が行った結果、議会改革の一步につながる項目がある一方、議会全体の合意や意見のとりまとめに時間を要した結果、結論に至らなかった項目もあることから、引き続き、調査、検討を行い、議会改革に対する市民の期待にこたえ、地域の発展のため、一層の議会の活性化、透明化を望むものであります。

諮問事項

1. これまでの積み残し分について

- (1) 「予算（経費）・条例」（政務調査費）について
- (2) 議会報編集委員会の取り扱いについて
- (3) 常任委員会・特別委員会等のインターネット中継について
（平成 24 年度予算審査特別委員会の試行的実施について）

2. 新しく追加する項目について

- (1) 常任委員会等の定数について
（議員定数 18 名による）
- (2) 発言席の常設設置及び議場の一部改修について
- (3) 申し合わせ事項の見直しについて
- (4) 議会選出役員の定数等の見直しについて
泉南清掃事務組合議会議員 [6]
農業委員会委員 [4]
都市計画審議会委員 [5]
開発公社評議員 [8]
泉南市国民健康保険運営協議会委員 [6]
泉南市不動産評価審議会委員 [3]
泉南市公害対策審議会委員 [6]
泉南市総合計画審議会委員 [8]
泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する審議会委員 [7]
泉南市医療問題懇談会委員 [4]
住居表示審議会委員 [4]
- (5) その他
泉南市議会ウェブサイトのリニューアルについて他

泉南市議会広報広聴委員会運営規約（案）

（設置）

第1条 この規定は、泉南市議会の情報を提供し、議会活動を市民に広く知らせるため、泉南市議会広報広聴委員会を設置する。

（所管事項）

第2条 委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- （1） 市議会だよりの編集及び発行に関する事。
- （2） 議会のホームページの編集及び発信に関する事。
- （3） 議会の傍聴の促進に関する事。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関する事。

（市議会だより）

第3条 市議会だよりの発行回数は、年4回とする。ただし、必要があるときは、臨時に発行することができる。

2 市議会だよりは、市内各世帯及び委員会が必要と認めるものに無料配布する。

（議会ホームページ）

第4条 議会ホームページは、原則として年4回更新する。ただし、必要により臨時に更新する事ができる。

（委員）

第5条 委員会を構成する広報広聴委員（以下「委員」という。）は、各会派から推薦する者とする。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで存在する。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

（会議）

第7条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

3 議長又は副議長は、委員会に出席し、発言することができる。

（その他）

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が委員会にはかり定める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成 年 月 日から施行する。

【主な協議内容】

1、議会報編集委員会の取り扱いについて

- ①議会報編集委員会の法制化については、時間的なことから「見直し」をするということを前提とし、現状については法制化した委員会とはせず、従前と同じ任意の委員会とするが、所管内容を議会ホームページや議会の映像配信も含めたものにしてはどうか。
- ②議会報編集委員会の法制化は必要と考えるが、本年10月の改選後の新しい議会構成の中で、再度、どう取り扱うのか検討するというところで、申し送ってはどうか。
- ③「泉南市議会広報広聴委員会運営規約（案）」第5条で、委員は、各会派から推薦する者となっているが、無所属議員の取り扱いを決めておく必要がある。

また、議会のライブ中継で配信された映像は別として、録画映像の配信の議論について、広報広聴委員会であるのか、議会運営委員会であるのか、議論が必要と考える。

さらに、録画映像等の配信の所管を広報広聴委員会とした場合には、「泉南市議会映像配信運営要綱」第13条の内容「議会映像配信に関し、必要な事項は、議会運営委員会において協議する」を改正する必要がある。

2、議会選出役員の定数等の見直しについて

- ①審議会等の会議において、一般の委員から議員の発言が多すぎるとの話を聞いたことがある。
- ②審議会に議員が入っている理由としては、議員が入っているという事で、議事等、議論が進めやすいということで入っていると考える。
よって、審議会へ派遣している議員数を減らすことについては、慎重にすべきである。
- ③過去に開催されていなかった審議会を審議会に所属している議員が、市民からの問題提起を受けて、市長に働き掛けをおこなった結果、開催したという経緯もある。
- ④議論している審議会の委員数については「減らす」ということを前提に申し送りとしてはどうか。内容としては、「減らす」ところもあれば「現状維持」のところも、また、「減らしてはいけない」ところもあることから、トータルとして「減らす」ということを考えてはどうか。

⑤審議会によって、議会議員の位置づけが、上位法との関係で、「学識経験者」、「公益を代表する委員」となっているところもあるので、その点の解釈を整理する必要がある。

また、はじめから、「減らす」という申し送りをするのはおかしいと考える。増やすということは考えられないが、「現状維持」もあれば、「減らす」ことになる審議会もあることから「見直し」という表現にすべきである。

⑥改選後の議会構成の中で「減らす」、「減らさない」は議論をするべきことであり、現時点での意見としては「現状維持」である。